

○財務省告示第三百四十九号

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八百八号）第四条の規定による改正後の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成三十年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

1 平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉
二 冷凍牛肉

十九万五千百十九トン
二十四万七千百二十六トン

2 平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉
二 冷凍牛肉

九万四千十七トン
九万四百五十三トン